NCD データを利用した消化器外科領域研究課題応募・審査規程

(概要)

第1条 消化器関連の各学会・研究会を対象として、毎年日本消化器外科学会が募集する NCD 登録データを用いた研究課題を日本肝胆膵外科学会(以下、本学会)会員より募る。本学会は、会員より申請のあった研究課題内容を事前に審査し、最大二課題を選考して日本消化器外科学会に申請する。最終的に採用された課題については、NCD がデータ解析を行い、解析結果が研究責任者と本学会事務局に渡される。なお、個人が原データを扱って解析することはできない。

(目的)

第2条 消化器外科領域の関連団体より広く新たな研究課題の提案を募り、新たなエビデンスを構築することを目的とする。

(費用)

第3条 原則として本事業にかかる費用は本学会が負担する。本研究にかかる研究費用は 細則に定める内容に従うものとする。経費の執行については、1年ごとに収支決算書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付し毎年10月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。本学会事務局は提出された収支決算書の研究経費総額を毎年12月末までにプロジェクト研究の責任者(代表研究者)が指定する口座宛て送金する。

(研究種目)

第4条 日本消化器外科学会では「データ追加型研究」も研究対象として募集しているが、本学会では「過去のデータを利用した研究」のみを対象とする。研究対象としては NCD に登録されている 2011 年から募集年前年までのデータを用いることができる。

(研究テーマ)

第5条 NCD 登録データのうち「肝胆膵外科詳細項目」(別紙参照)を利用する研究テーマであることが望ましい。

(審査方法)

第6条 本学会事務局は、会員から提出のあった申請書類をプロジェクト委員会に送付し、審査を付託する。プロジェクト委員会委員で構成された審査会は、申請書類による予備審査を行い、候補課題数題を選考する。同審査会は候補課題の中から最終採用候補二題を選考し、理事会に諮る。

(審査員利害関係の排除)

第7条 プロジェクト委員会委員である審査員が、申請のあった研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない。

(研究成果の公表)

第8条 全期間における成果は本学会学術集会で発表し、本研究成果を記載した論文は本学会機関誌 Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (JHBPS) に投稿することを原則とする。しかし、研究内容によってはインパクトファクター10 点以上の雑誌または外科雑誌として Annals of Surgery か British Journal of Surgery に投稿する。また、研究責任者は論文著者の選定および著者の記載順の問題も含めて、本学会と事前に協議しなければならない。また、報告には、「本研究は、日本肝胆膵外科学会によって評価採用された研究課題であり、研究費用の一部(または全部)は、同学会によって支出されたものである」等を記載する。

(規程変更)

第9条

本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

- この規程は、平成28年4月16日から施行する。
- この規程は、平成30年1月18日から一部改正の上、施行する。
- この規程は、平成30年11月24日から一部改正の上、施行する。
- この規程は、令和4年12月2日から一部改正の上、施行する。
- この規程は、令和6年11月25日から一部改正の上、施行する。

NCD データを利用した研究課題の支出項目に関する細則

本学会により採択・承認された NCD データを利用した研究課題の申請時における研究 費用の請求について以下の細則に定める。

- 1. NCD 解析費用は日本消化器外科学会の定める公募要項に準ずるものとし、消化器 外科データベース関連学会協議会の事業費より捻出される。
- 2. NCD 解析費用以外に発生する研究費用については、1 課題あたり 50 万円を上限 として請求できるものとする。主に、代表施設と協力施設の倫理審査費、会議開催時 の交通費、成果報告発表時の論文投稿に係わる英文校正費や掲載費(オープンアクセ スジャーナル掲載費も含む)、学会参加費・旅費(ただし、該当発表の抄録コピー、 学会参加費領収書等を提出)として充当すること。
- 3. パソコン・ソフトウェア等本研究以外に使用可能な備品類購入、人件費、水道光熱 費は原則として申請者の負担とする。
- 4. 上記以外の費用に関しては、助成の是非をプロジェクト委員会内で検討後、理事会の承認を得るものとする。
- 5. 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

- この規程は、令和4年12月14日から施行する。
- この規程は、令和5年4月29日から一部改正の上、施行する。